

# 現場説明書

- 1 工 事 名 馬堀海岸公園プール施設改修工事  
2 監 督 員 環境政策部 公園建設課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書  
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等  
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書  
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券  
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する( 回以内) しない

### ~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第2年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%
第3年度( 年度)	%	支払限度額・請負代金額の%

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

㏶ 請負代金内訳書	<del>要提出(契約締結後7日以内)</del> 提出不要
イ 工 程 表	要提出(契約締結後7日以内) <del>提出不要</del>
ウ 着 手 届	着手後5日以内に提出すること。
エ 現場代理人及び主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
オ 下請負関係書類	下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工体制台帳</li><li>・ 施工体系図</li><li>・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）</li></ul>
カ 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	<del>あり</del>	なし
イ 貸 与 品	<del>あり</del>	なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

### (8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件	<del>あり</del>	なし
-----------------	---------------	----

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。  
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に参加せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評価において考慮される事となる。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

### (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

- (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

- (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について（別紙）

# 請 負 工 事 仕 様 書

工 事 名	馬堀海岸公園プール施設改修工事
工 事 場 所	横須賀市馬堀海岸 2 丁目 27 番地
1. 工 期 ( 日間 )	
自 平成 年 月 日	
至 平成 30 年 6 月 20 日	
2. 工 事 概 要	
ゴムチップ舗装	A=1315.0 m <sup>2</sup>
プール塗装	A=252.8 m <sup>2</sup>
3.	本工事の仕様は、神奈川県土木工事共通仕様書（平成 28 年 4 月）によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。（使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。）
4.	本工事の特記仕様書は、別紙のとおり。
5.	本工事労務単価及び一部の資材単価は平成 30 年 3 月臨時改定単価です。それ以外の資材費等は 1 月改定単価を採用しています。

# 特記仕様書

## 1 施工管理について

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、平成 28 年 4 月の神奈川県土木工事施工管理基準によるものとし、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。

## 2 出来形について

出来形については、管理図により出来形図表を作成するとともに、設計図に朱色で完成寸法を入れた資料を提出すること。

## ~~3 現場密度の測定について~~

~~下層路盤、上層路盤及びアスファルト舗装が 300 m<sup>2</sup>未満の工事は、原則として異常が認められた場合のみ、現場密度の測定を行うものとする。~~

## 4 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

## 5 工事写真帳について

- (1) 工事写真用アルバム (32×33.5 cm 緑色) を使用する。
- (2) 工事写真帳が、2 冊以上になる場合には (2 の 1)、(2 の 2) と明記すること。  
また、表紙に、工事名・工事場所・工期・発注者名・施工者名を記入し社印を押印し、背表紙をつけること。
- (3) デジタルカメラで撮影した写真をプリントアウトし、工事写真帳に貼り付ける場合は、監督員の承諾を受けること。また、その場合は電子データ「CD」も併せて提出すること。
- (4) 上記提出方法以外で工事写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

## 6 しゅん工図の提出について

本工事完了後、請負者は、監督員の指示に従い、マルチ tiff 形式ファイル又は Pdf 形式で、しゅん工図を作成し提出すること。上記 2 形式で提出する場合には下記の(1)から(5)の通りとする。

なお、監督員と協議を行いマイクロフィルムにて作成し、提出することもできる。この場合には別途紙媒体 (A3 又は B4) を併せて提出すること。

### Tiff 形式の場合

- (1) しゅん工図はスキャナーで読取り、解像度は 400dpi とする。

### Pdf 形式の場合

- (2) CAD 図をイメージデータとし、解像度は 400dpi とする。

## Tiff・Pdf 形式共通

(3) 工事 ID (ファイル名) は図面等一枚に1つとし、監督員と協議の上決定する。但し監督員が認めれば複数の図面等を一枚にすることができる。

(4) 記録媒体は原則として CD とする。

(5) 提出するCD-Rのラベル部には工事完成年度、工事名、工事場所、請負社名を明記する。

また、ウイルス感染の無い事を確認し結果をCD-Rに記載すること。

提出するデータについては、ウイルスチェックを実施すること。ウイルスチェックは成果物の納品前に実施する。実施内容については以下に従うものとする。

ウイルスチェック

①請負者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。

②ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、できるだけシェアの高いものを利用する。

③最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。

④納品する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として以下を記載する。

ウイルスチェックに関する情報

ウイルスソフト名：〇〇〇〇

ウイルス定義：平成〇年〇月〇日版

チェック年月日：平成〇年〇月〇日

## ~~7 別途発注される測量業務について~~

(1) 請負者は、本工事施工前に測量業務受託者と契約後速やかに打ち合わせを行い、請負者が責任をもって測量の工程が記入された実施工程表を作成すること。

(2) 請負者は、工事に伴い境界標等の移設(撤去)が生じた場合は引照杭を設け、測量業務受託者の確認を受けること。

(3) 測量業務受託者の行う境界標などの移設及び復元に際しては、原則として現場代理人が立ち会って確認すること。

## 8 熱帯材使用型枠の削減について

本目的は、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)を代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することにより、熱帯材使用型枠の使用料を削減し、熱帯材の保全に寄与することを目的とする。

(1) 従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)は使用しないものとする。請負者は、これに替わる代替型枠の選択にあたっては、地球環境保全に配慮するとともに、その工事の作業条件等により、請負者の責任と費用負担により選択するものとし、代替型枠について、施工計画書に記載するものとする。

なお、工事完了後には、その使用実績を監督員に報告しなければならない。

- (2) コンクリート型枠用合板（針葉樹型枠、複合型枠）を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。また、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして、資源のムダ使いを無くすよう努めるものとする。

#### ~~9 交通誘導警備員について~~

一般交通の支障となる箇所には、交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。（別添「施工条件明示書」4. 安全対策関係 18. 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置を参照のこと。）

なお、現場の実状、施工方法及び地元や交通管理者との協議等により、交通誘導警備員の配置に変更が生じた場合には、別途協議するものとする。

#### ~~10 建設発生土の搬出先への情報提供について~~

請負者は、本工事から他の市町村へ 100m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ」により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事件名、工事概要、工事場所
- (2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- (3) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- (4) 建設発生土の運搬業者名
- (5) 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- (6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- (7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- (8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m<sup>3</sup>）

#### ~~11 公共建設発生土処分にかかる指定処分について~~

- (1) 受入場所
  - ・処分場等の名称：横須賀市久里浜港受入地（UCR）
  - ・場 所：横須賀市久里浜 8 丁目 2567 番地 62 久里浜港内
- (2) 受入条件
  - ・搬入不可日：原則として、土曜日・日曜日・祝祭日・旧盆・年末年始及び雨天日とする。
  - ・搬入時間：原則 8:00～17:00
  - ・土質条件：第 1 種～第 3 種建設発生土（改良土及び第 4 種建設発生土・泥土は受入不可）  
最大粒径 100 mm以下の土砂であること。
  - ・搬入経路：一部通行禁止の区間あり
  - ・受入費

ほぐし土量 1.0m <sup>3</sup> 当たり（税別）	3, 310円
---------------------------------	---------



車 種	積載土量(ほぐし)	備 考
2 t 車	1.33 m <sup>3</sup>	土砂の単位体積重量は、 1.8t/m <sup>3</sup> として計算
3 t 車	1.99 m <sup>3</sup>	
4 t 車	2.66 m <sup>3</sup>	
10 t 車	6.66 m <sup>3</sup>	

※整理券発行枚数は、原則として搬入対象ほぐし土量を使用車種別に積載土量（ほぐし）で除し、少数以下を切り上げた整数枚とする。

ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が、1.8t/m<sup>3</sup>と著しく異なることにより、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

(3) 請負人は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に監督員と協議すること。

#### ~~12 公共建設発生土処分にかかる確認処分について~~

- (1) 請負者は、再生資源の利用促進に関する法律に基づき、当該現場から発生する建設発生土の利用促進に努めなければならない。
- (2) 請負者は、関係法令を遵守し、安全性等を勘案のうえ、自らの責任において受入先を選定し、適切な施工を確認しなければならない。
- (3) 請負者は、自ら選定した受入地に建設発生土を搬入する場合は、事前に監督員に届け出なければならない。
- (4) 請負者は、別添「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。

#### ~~13 処理計画書の提出について~~

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年10月1日施行）により、建設工事に伴い発生する土砂を建設工事の区域から500 m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、監督員と速やかに協議し、処理計画書を県知事あてに提出すること。

#### 14 工事コストの表示について

契約金額（当初契約）が1000万円以上の工事は、工事標示板に工事請負額を表示するものとする。表示方法等の詳細は、監督員と協議の上決定するものとする。

#### ~~15 舗装版切断時に発生する濁水の処理について~~

##### (1) 処理方法

舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。

## (2) 条件

請負者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

また、請負者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。

## (3) 提出書類等

請負者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、請負者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、請負者が濁水の収集運搬を委託した場合は、請負者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、請負者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## (4) その他

上記内容について疑義が生じた場合は、別添監督員と協議するものとする。

## 16 無石綿（アスベスト）化への対応について

使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。

また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

## ~~17 植栽樹木の枯れ補償について~~

植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死、又は形姿不良の判定は発注者と請負者とが立会いのうえ行うものとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損、倒木した場合はこの限りでない。

なお、植替え時期については発注者と協議するものとする。

この契約でいう樹木等とは「樹木、地被類」とする。

## 18 下検査の実施について

本工事では下検査を実施するものである。必要となる書類は監督員の指示により、しゅん工前に提出すること。

~~19 屋外広告物（屋外に設置される公共サイン等）について~~

屋外広告物の設置は、横須賀市屋外広告物条例第 26 条の 3 に規定する屋外広告業者登録簿に登録されていること又は、同条例第 28 条の 6 第 8 項に規定する特例屋外広告業者届出簿に記載があること。

~~20 補助・単独合併工事に関する提出書類の作成について~~

本工事は国の交付金による工事（以下補助工事）及び市の単独費用による工事（以下単独工事）から成る合併工事である。

工事設計書の区別に従い、工事写真については補助工事分及び単独工事分を、それぞれ別冊として作成すること。

また、施工計画書並びに材料承認願等に記載する内容についても工事区分が判別できるように記載するものとする。

上記詳細については、別途監督員の指示による。

~~21 マンホール蓋等調整工事について~~

本工事範囲には、横須賀市上下水道局所管の下水道施設（マンホール蓋等）があり、工事実施にあたっては、マンホール蓋等の調整が必要となる。

そのため、本工事契約後には横須賀市上下水道局発注のマンホール蓋等調整工事を受注者と随意契約を交わし、本工事と併せて実施する予定である。

22 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市ホームページ>市政情報>入札・契約・検査>検査情報>[土木工事関係書類一覧表](#)  
(H30.4.1 時点)を参照し作成すること。

上記一覧表以外の書類については監督員の指示によるものとする。

23 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

24 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

## 建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものである。

### I. 総則

#### 1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
  - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
  - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化
  - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
  - イ 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
  - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。

## II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

### 1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

#### 《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次項Ⅲ.に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。特に対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

#### 《下請契約》

- (4) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (5) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (6) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者(※)又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。  
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。  
(※) 平成31年5月31日までに解体する場合は、とび・土工工事業の許可業者にも発注することができます。

#### 《事前調査等》

- (9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

## 《再生品の利用》

- (11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
- ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、県監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。  
なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用(変更)計画書を監督員に提出し承諾を受けること。
  - イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
  - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

## 2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

## 《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考に、積極的な提案を行うこと。
- ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
  - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
  - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
  - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
  - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

## 《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
- ア 建設廃棄物と建設発生土
  - イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)
  - ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物
  - エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

## 《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。  
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、施工計画書及びコンクリート塊等搬入(変更)証明書を提出し、監督員の承諾を受けるなど、所定の手続きを取ること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。  
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関して施工計画書及び建設発生木材等搬入(変更)証明書を提出し、監督員の承諾を受けるなど、所定の手続きを取ること。
- (8) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

## 《適正処理》

- (9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
  - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
  - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
  - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

## 3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を把握し、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を監督員に提出し、計画書とともに保存すること。
- (2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (4) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。



(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(平成26年6月4日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(平成26年6月13日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(平成27年9月11日改正)(グリーン購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

### III. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事(小規模工事等は除く)は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用{促進}計画書(実施書)の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)		

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システムにログインする。

システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、施工計画書に添付する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。
- (5) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。
- (6) CREDASの各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。
- (7) 完成図書に「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を添付す

### 3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出(一種発生土～浚渫土)には、「地山m3」で入力し、建設資材利用(土砂)には、「締めm3」(表2、土量の変化率Cを考慮)で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>)

埋戻し 20m<sup>3</sup> (締めm<sup>3</sup>) 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20m<sup>3</sup> / 変化率C (仮に0.9とする) = 22m<sup>3</sup>

処分 78m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

100m<sup>3</sup> - 22m<sup>3</sup> = 78m<sup>3</sup>

(2) 建設資材利用について

- ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。
- 表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表(以下、認定一覧表という)を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目 (建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※ 再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- 「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
  - 「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
  - 「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。
- イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。
- ウ RC-10(再生砂)を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について

- ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
- イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
- ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
- エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。
- オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「6 スtockヤード(再利用先工事が決定)」と選択する。

## 施工条件明示事項

### 工事名 馬堀海岸公園プール施設改修工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表口内黒塗り部分が作業にあたって、特に制約を受けることになるので明示する。又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度、監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件でない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
<b>■ 工程 関係</b>	1) <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	
	2) <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	プールのろ過機の点検を6月20日から6月30日に行う予定である。 平成30年7月1日から馬堀海岸公園プールを供用する予定である。
	3) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	
	4) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	近隣住民及び公園管理者との協議により、作業時間等に制約があった場合は厳守すること。
	5) <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	6) <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
<input type="checkbox"/> 用地 関係	7) <input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	
	8) <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地	
	9) <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	
	10) <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
<b>■ （ 公害・ 排水等 ） 周辺 環境 関係</b>	11) <input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策	設計図書に示すとおり、排ガス対策型機械等を使用すること。
	12) <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	13) <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	14) <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	
<b>■ 安全 対策 関係</b>	15) <input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	園内は供用しているため、第三者が施工範囲に立ち入ることのないよう適切な措置を施すこと。
	16) <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	17) <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	18) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	19) <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

■ 工 事 用 道 路 関 係	20) <input type="checkbox"/> 工 事 用 資 機 材 等 の 搬 入 経 路 、 使 用 期 間 等 の 制 限	
	21) ■ 搬 入 路 の 使 用 中 及 び 使 用 後 の 処 置	搬入路について汚損・損傷等があった場合には、直ちに監督員に報告し請負業者の責においてこれを処置すること
	22) <input type="checkbox"/> 仮 設 道 路 の 設 置	
	23) <input type="checkbox"/> 一 般 道 路 の 占 用	
□ 仮 設 備 関 係	24) <input type="checkbox"/> 仮 設 物 (仮 土 留 、 足 場 等) の 他 の 工 事 へ の 転 用 若 し は 兼 用	
	25) <input type="checkbox"/> 仮 設 備 の 構 造 及 び 施 工 方 法 の 指 定	
	26) <input type="checkbox"/> 仮 設 備 の 設 計 条 件 の 指 定	
■ 建 設 副 産 物 関 係	27) <input type="checkbox"/> 残 土 の 受 け 入 れ 及 び 仮 置 き 場 所 ま だ の 距 離 、 時 間 等 の 処 分 条 件	
	28) ■ 建 設 副 産 物 の 現 場 内 で の 再 利 用 及 び 減 量 化	設計書にもとづき、再生資材を使用する。 なお、使用に際し品質が適正なものであるか確認するものとする。
	29) ■ 建 設 副 産 物 及 び 建 設 廃 棄 物 の 処 理	当該内容の変更については、監督員と協議するものとする。 別添「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」参照
□ 薬 注 関 係	30) <input type="checkbox"/> 薬 液 注 入 工 法 の 施 工	
	31) <input type="checkbox"/> 周 辺 環 境 へ の 調 査	
□ 物 工 事 等 支 障	32) <input type="checkbox"/> 占 用 物 件 の 有 無 及 び 占 用 物 件 等 に よ る 工 事 支 障 物 の 存 在	
	33) <input type="checkbox"/> 地 上 、 地 下 等 の 占 用 物 件 工 事 と の 重 複 施 工	
□ そ の 他	34) <input type="checkbox"/> 工 事 用 資 機 材 の 保 管 及 び 仮 置 き	
	35) <input type="checkbox"/> 工 事 現 場 発 生 品	
	36) <input type="checkbox"/> 支 給 材 料 及 び 貸 与 品	
	37) <input type="checkbox"/> 関 係 機 関 ・ 自 治 体 等 と の 近 接 工 事 協 議 に 係 る 条 件 等	
	38) <input type="checkbox"/> 架 設 工 法 の 指 定	
	39) <input type="checkbox"/> 工 事 用 水 電 力 等 の 指 定	
	40) <input type="checkbox"/> 新 技 術 ・ 新 工 法 ・ 特 許 工 法 の 指 定	
	41) <input type="checkbox"/> 部 分 使 用	
	42) <input type="checkbox"/> 給 水 の 必 要	
	43) <input type="checkbox"/> 電 子 納 品 対 象 工 事 特 記 仕 様 書	

# 積算諸条件調書に係る追加事項

## 1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（各部局の工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

## 2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価コードは（DKG……、DKK……）となります。

## 3 市場単価の端数処理について

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

## ~~4 土砂検定費等について~~

土砂検定費（1～28項目一括実施）、土砂検定費（ヒ素+銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。

## 5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費	<del>あり</del>	なし
-------	---------------	----

## 6 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について

ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。

## ~~7 仮設材賃料の補正について~~

供用月当り賃料区分が変わることにより、日数の増加に比例せず金額が減少する場合は、減少する時点の上限額として、減額補正をしている。

## 8 基準書等の適用について

本工事は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- |                                   |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編）             | 平成 29 年 7 月 1 日版            |
| 2) 積算参考資料（土木工事編）                  | 平成 29 年 7 月 1 日版            |
| <del>3) 土木工事標準積算基準書（電気・機械編）</del> | <del>平成 29 年 7 月 1 日版</del> |
| <del>4) 下水道用設計標準歩掛表</del>         | <del>平成 29 年度版</del>        |
| 5) 建設機械等損料表                       | 平成 29 年度版                   |


平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

設 計 書 番 号	年度 30	
事 業 所 名	横須賀市環境政策部	
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	馬堀海岸公園プール施設改修工事	
( 工 事 ・ 業 務 ) 簡 所	横須賀市馬堀海岸2丁目27番地	
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	馬堀海岸公園	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	単費	
工 期	平成 30 年 06 月 20 日 まで	
設 計 金 額	( 円 )	
	円	
設 計 概 要	別紙内訳書のとおり	
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由		



平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	土木費
項	都市計画費
目	公園管理費
節	工事請負費
細節	工事請負費(維持・その他)

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

平成 30 年度 積算諸条件調書( 当初 )

経費等情報	主たる工種	公園工事		
	施工地域・工事場所区分	市街地DID補正(2)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分	計上しない		
	土木工事標準積算基準書 適用年版	平成29年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	平成30年3月1日基準		
	積算数量等情報	名称	採用数量	単位

(その他情報欄)



# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
施設整備			1	式			
園路広場整備工			1	式			
樹脂系舗装工			1	式			第 0001 号 内訳書
舗装準備工			1	式			第 0002 号 内訳書
公園施設等撤去・移設工			1	式			
公園施設撤去工			1	式			第 0003 号 内訳書
施設仕上げ工			1	式			
塗装仕上げ工			1	式			第 0004 号 内訳書
直接工事費計			1	式			
共通仮設費計			1	式			
共通仮設費 (率分)			1	式			【千円止】
純工事費			1	式			

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
現場管理費							【千円止】
			1	式			
工事原価							
			1	式			
一般管理費等							
			1	式			
工事価格							【万円止】
			1	式			
消費税及び地方消費税相当額							
			1	式			
本工事費計							
			1	式			

第0001号 内訳書  
樹脂系舗装工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) ゴムチップ舗装	1	式			第0001号下内
合 計					

第0002号 内訳書  
舗装準備工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 不陸整正	1	式			第0002号下内
合 計					

第0003号 内訳書  
公園施設撤去工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) プール塗装撤去	1	式			第0003号下内
合 計					

第0004号 内訳書  
塗装仕上げ工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0040) 塗材仕上げ	1	式			第0004号下内
合 計					

第0001号 下位内訳書  
AMA0010 ゴムチップ舗装

1 式 当り  
適用年版 S3003  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) ゴムチップ舗装 t=12mm	1,315	m <sup>2</sup>			
(TJ0030) 端部サンダー研磨・欠損部補修工	105	m			
(TJ0040) 高圧洗浄・清掃工	1,315	m <sup>2</sup>			
合 計					
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書  
AMA0030 不陸整正

1 式 当り  
適用年版 S3003  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0070) 不陸整正 t=10mm	10	m <sup>2</sup>			
合 計					
	1	式			円/式

第0003号 下位内訳書  
 AMA0020 プール塗装撤去

1 式 当り  
 適用年版 S3003  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(CB010410) 現場発生品・支給品運搬					第0001号単価表
J01=クレーン装置付2t級2t吊, J02=9.0km以下, J03=0.3t超0.5t以下	1	回			
(TJ0130) 処分費					
	0.4	t			
合 計					
					円/式
	1	式			

第0004号 下位内訳書  
 AMA0040 塗材仕上げ

1 式 当り  
 適用年版 S3003  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0080) RB種ケレン 脆膜部除去・活膜面粗し					
	252	m2			
(TJ0090) 脱脂・清掃					
	252	m2			
(TJ0100) 段差部分パテ処理					
	1	式			
(TJ0110) プール塗装					
	252	m2			
(TJ0120) コースライン 赤					
	24	m			
(TJ0120) コースライン 白					
	101	m			
合 計					
					円/式
	1	式			



名称 / 規格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302009
ベ-トラック2t級 吊能力2.0t	M000302009				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
普通作業員					R0102
	R0102				
軽油					Z006702002
1.2号	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 回	当り		円/回	
条件名称	入力値	条件	値		
J01 トラック機種	1	クレーン装置付2t級2t吊			
J02 片道運搬距離(km)	3	9.0km以下			
J03 1回当り平均積載質量(t)	4	0.3t超0.5t以下			

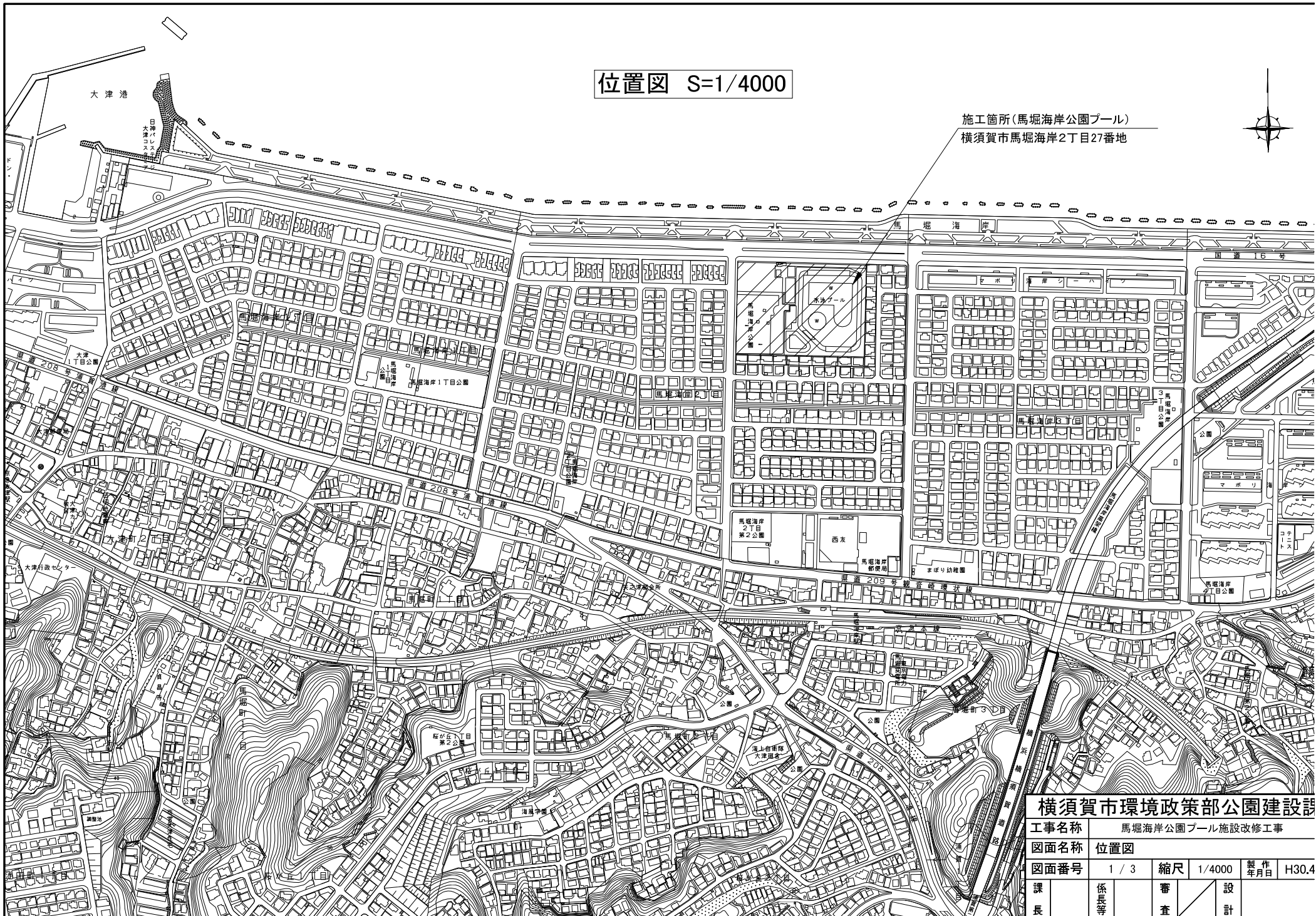


馬堀海岸公園プール施設改修工事 内訳書			
工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
本工事		式	1
施設整備		式	1
園路広場整備工		式	1
樹脂系舗装工		式	1
ゴムチップ舗装		式	1
ゴムチップ舗装	t=12mm	m <sup>2</sup>	1315
端部サンダー研磨・欠損部補修		m	105
高圧洗浄・清掃工		m <sup>2</sup>	1315
舗装準備工		式	1
不陸整正		式	1
不陸整正	t=10mm	m <sup>2</sup>	10
公園施設等撤去・移設工		式	1
公園施設撤去工		式	1
プール塗装撤去		式	1
現場発生品・支給品運搬	クレーン装置付2t級2.0t吊	回	1
処分費		t	0.4
施設仕上げ工		式	1
塗装仕上げ工		式	1



位置図 S=1/4000

施工箇所(馬堀海岸公園プール)  
横須賀市馬堀海岸2丁目27番地



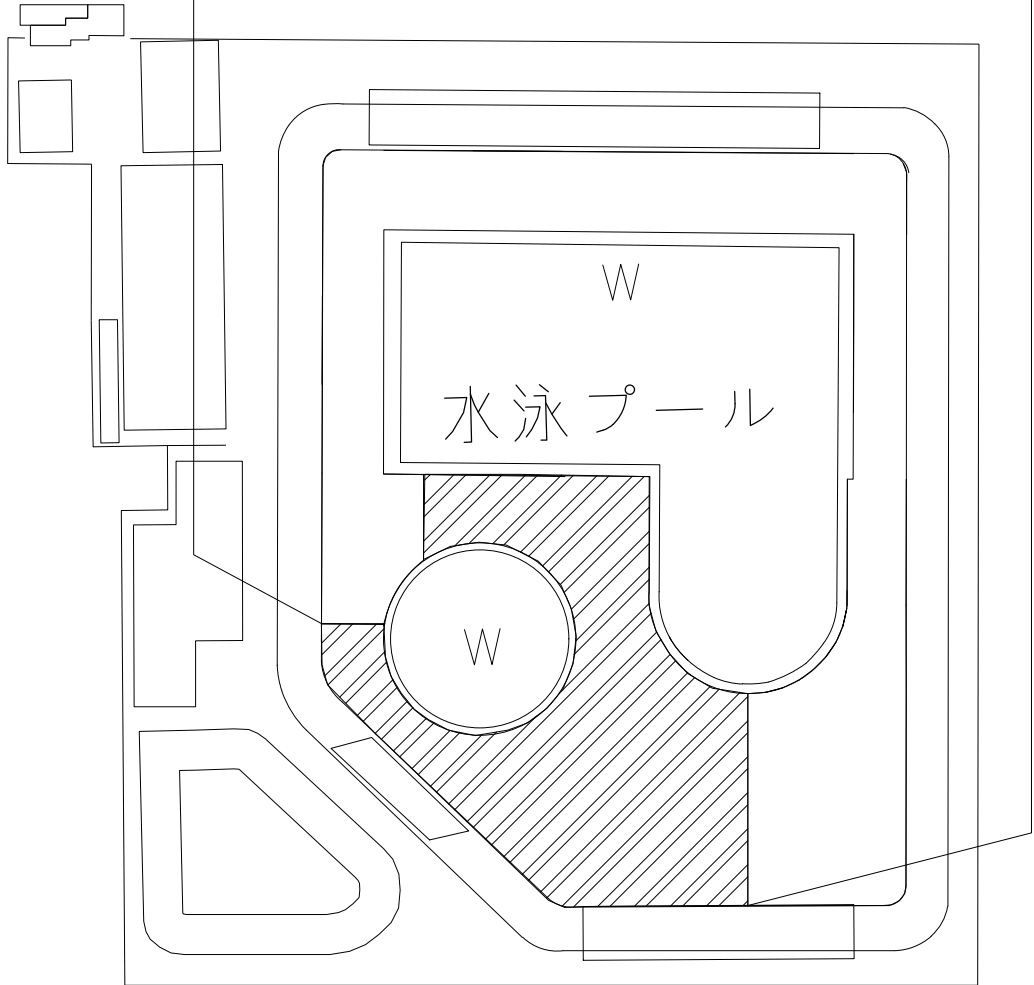
横須賀市環境政策部公園建設課					
工事名称	馬堀海岸公園プール施設改修工事				
図面名称	位置図				
図面番号	1 / 3	縮尺	1/4000	製作年月日	H30.4
課長	係長等	審査	設計		

ゴムチップ舗装平面図 1/600



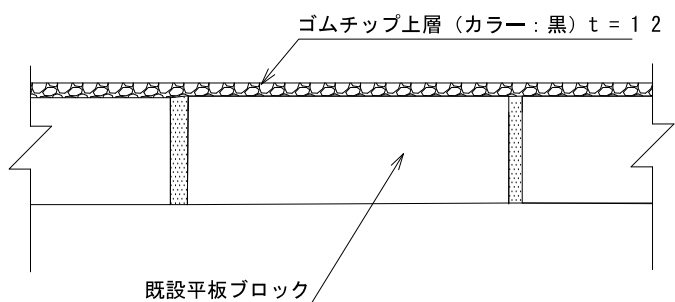
馬堀海岸公園プール施設改修工事

ゴムチップ舗装<t = 12 > A = 1315.0 m<sup>2</sup>



凡例  
 ... ゴムチップ舗装<t=12>

ゴムチップ舗装構造図 S = 1 / 50



参考図

ゴムチップ材料表 (1m<sup>2</sup>当り)

材料	形状・寸法	単位	数量
表層カラー・黒ゴムチップ (ウレタンバインダー)	カラー: 黒=1:1	kg	7.8 (1.75)
プライマー		kg	0.15

※高強度使用(引張強度0.9Mpa以上とする。)  
 ※ゴムチップ舗装は株式会社オーエムシーソフトペーパーCMR(M-1)と同等品以上の製品とする。

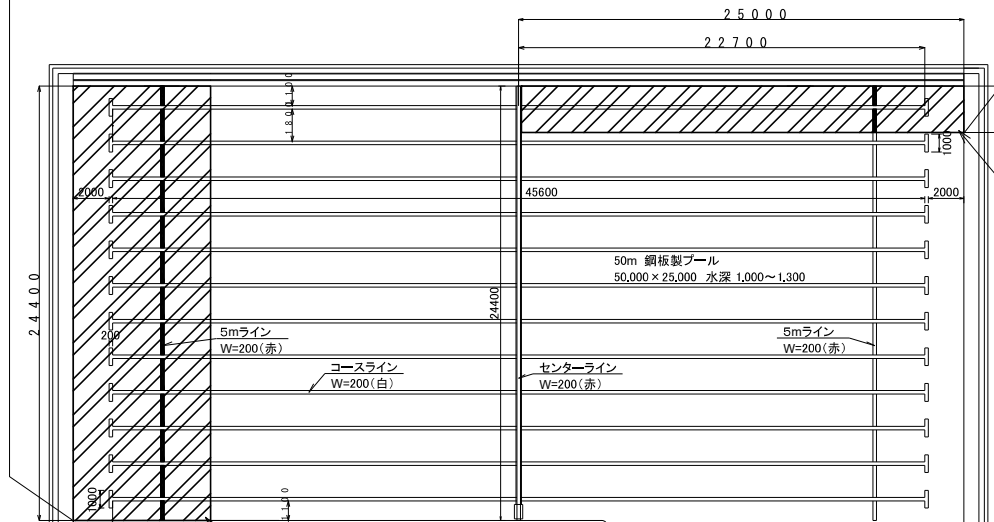
※特記事項  
 ・施工前、既設ブロックの不陸状況を監督員と立会し施工すること。

横須賀市環境政策部公園建設課

工事名称	馬堀海岸公園プール施設改修工事				
図面名称	ゴムチップ舗装平面図・構造図				
図面番号	2 / 3	縮尺	各記	製作年月日	H30.4
課長	係長等	審査	設計		

# プール塗装平面図 S = 1 / 000 m

プール塗装 A = 252.8 m<sup>2</sup> コースライン(赤) 24.4 m コースライン(白) 101.7 m



エリア2 65.0

エリア1 187.8 m<sup>2</sup>

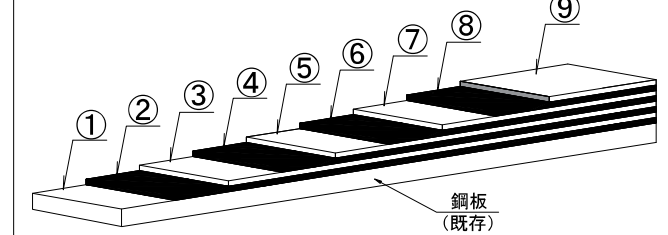
コースライン

赤  
 エリア1 1.8 \* 11箇所 = 19.8 m  
 1.1 \* 2箇所 = 2.2 m  
 エリア2 1.1 \* 1箇所 = 1.1 m  
 1.3 \* 1箇所 = 1.3 m  
 合計 = 24.4 m

白  
 エリア1 (1.0 + 5.5) \* 12レーン = 78.0 m  
 エリア2 (1.0 + 22.7) \* 1レーン = 23.7 m  
 合計 = 101.7 m

鋼板製プール  
水深 0.700~1.000

プールコート SS-211G工法 詳細図



(参考図)

プール塗装 SS-221G工法

番号	工程	品目	希釈剤 希釈率(%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> /回)	塗回数 (回数)	備考
①	下部調整	点錆や塗膜の剥離が発生している箇所は塗膜を除去し、鉄肌を出す。同時に活膜部も全面ディスクサンダーなどの電動工具を使用して粗面にした後、シンナー拭きを行う。	-	-	-	-
②	劣損部補修塗	鋼板用プライマー (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.14~0.16	1	-
③	下塗	プールコート スペシャル 塗膜用プライマー (主剤 硬化剤=4:1)	-	0.12~0.14	1	活膜無し
④	溶接部パテ付け	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1) (タレ防止剤)	-	0.10~0.15	1	-
⑤	ガラスクロス貼付	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.2	1	-
	ガラスクロス 下塗	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.2	1	-
⑤	ガラスクロス 貼付	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.2	1	-
	ガラスクロス 上塗	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.5~0.6	1	-
⑤	ガラスクロス 脱泡	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.2	1	-
	ガラスクロス 脱泡	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.2	1	-
⑥	エポキシライニング	ハイボンド #3000 (主剤 硬化剤=5:1)	-	0.7~0.8	1	-
⑦	中塗	プールコート スペシャル (主剤 硬化剤=4:1)	-	0.14~0.16	1	-
⑧	上塗	プールコート スペシャルAU (主剤 硬化剤=4:1)	-	0.13~0.15	2	-
⑨	コースライン	プールコート スペシャルAU (主剤 硬化剤=4:1)	-	0.13~0.15	1~2	-

※特記事項

- 本工事は既設フレック塗装の剥離した箇所を補修するものである。現状既設鋼板と下塗の持ちは良好であると想定し、下塗り活膜無し (R B 種ケレン) を見込んでいるが、水抜き後既設の下塗状況を監督員と立会により確認すること。
- 網掛け部分はコースラインを復旧すること。

## 横須賀市環境政策部公園建設課

工事名称	馬堀海岸公園プール施設改修工事				
図面名称	プール塗装平面図・詳細図				
図面番号	3 / 3	縮尺	1/300	製作年月日	H30.4
課長	係長等	審査	設計		